

申請の要件	11 容器検査所の登録又はその更新
申請に関する説明	高压ガスを充填するための容器又はその附属品の再検査は、市長が行う容器検査所の登録を受けた者のみが行うことができます。なお、容器検査所の登録は、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失います。 申請者が、高压ガス保安法第50条第2項各号のいずれにも該当せず、申請された容器検査所の検査設備が高压ガス保安法第50条第3項の技術上の基準に適合していることが必要です。
根拠法令及び条項	高压ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第49条第1項、第50条第1項及び第3項
関係条項	第7条、第50条第2項
委任規定	・ 高压ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第12条の2 ・ 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第33条 ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第24条 ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・ 高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	11日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額